

船舶事故調査報告書

令和元年9月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	平成30年12月1日 13時05分ごろ
発生場所	広島県広島港第3区 広島港草津波高観測塔灯から真方位212° 1.1海里付近 (概位 北緯34° 20.3′ 東経132° 24.1′)
事故の概要	漁船幸龍丸は、かき筏に係船中、機関室に浸水した。
事故調査の経過	平成30年12月27日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 幸龍丸、2.8トン
船舶番号、船舶所有者等	HS3-39088（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	左舷船尾部外板に破口、機関に濡損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、機関を中立運転として広島港第3区に設置されたかき筏（以下「本件かき筏」という。）に左舷着けて係船して乗り移り、本件かき筏上でかき筏入替え作業を行っていたところ、船首が浮き上がった。</p> <p>船長は、本船を確認したところ、機関室に浸水を認めたので、本船の船首部及び船尾部から付近のかき筏に係留索を取った後、本件かき筏に乗り移って118番通報を行った。</p> <p>船長は、本事故当時、ふだんどおり本件かき筏に係船し、衝撃などの異常を感じていなかった。</p> <p>船長は、本事故後、本船を上架した際、左舷船尾部外板の水線下部に、本件かき筏の構造材に接触して生じた破口を認めた。</p> <p>船長は、固型式救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、本件かき筏に係船中、本件かき筏の構造材が左舷船尾部外板の水線下部に接触して破口を生じたことから、機関室に浸水した可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が、本件かき筏に係船中、本件かき筏の構造材が左舷船尾部外板の水線下部に接触して破口を生じたため、機関室に浸水した可能性があると考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ かき筏等に係船する場合、かき筏の構造材等で船体外板が損傷し

	ないよう防舷物等を使用すること。
--	------------------